

令和3年7月9日

保育関係施設長 様
放課後児童クラブ運営者 様
保護者 様

前橋市福祉部子育て施設課長

非常災害時（風水害）における保育の対応について

日頃から、本市の福祉行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

台風等の風水害が発生した際、道路・交通網の分断や施設の被害などにより、安全に保育ができない場合を想定し、今後の対応について次のとおり考え方を整理しましたのでお知らせします。

大規模な災害が発生した場合は、お子様の送迎が困難になることも想定されるため、可能な限り利用を控える、お迎えを早めに行う等のご協力をお願いいたします。また、災害発生中の送迎等については、施設との事前の取り決めを確認し、安全を確認したうえで行ってください。

1 施設の所在する地域に避難情報が発令等されたときの対応

警戒レベル	避難情報等	登園前	保育中
5	緊急安全確保	休園します。 解除されるまではお子様の受け入れはできません。	保育を終了します。 直ちに避難行動をとります。原則として避難場所でお子様を引き渡します。（施設からの連絡に従い、お迎えをお願いします。）
<警戒レベル4までに必ず避難！>			
4	避難指示		
3	高齢者等避難		
2	大雨・洪水注意報	避難に備えて行動します。 施設から登園自粛のお願いがあった場合は、対応が可能な範囲でご協力くださいますようお願いいたします。	避難に備えて行動します。 施設からお迎えのお願いがあった場合は、対応が可能な範囲でご協力くださいますようお願いいたします。
1	早期注意情報		

2 交通状況等により保育従事者の複数配置が困難なときの対応

道路の通行止めや公共交通機関の計画運休等により、施設において保育従事者を複数配置できない場合は、避難情報等が発令されていない場合であっても休園となります。また、保育従事者の複数配置が可能でも通常の保育の提供が困難である場合は、施設から保護者の皆様へ登園自粛やお迎えのお願いを行うことがありますので、対応が可能な範囲でご協力くださいますようお願いいたします。

3 施設において停電、断水、損壊等が発生しているときの対応

避難情報等の解除後の保育は、施設において職員の安全、施設の被害状況や周辺状況を把握し、安全に保育を提供することができる環境であることが確認されてから再開されます。このとき、停電、断水、損壊等により安全に保育を提供することが困難であることが判明した場合は休園となり、その旨を施設から保護者の皆様へご連絡します。

4 事前の準備

普段から、施設が有する災害リスクを把握して、災害が来たらどう行動するかを決めておくことが大切です。緊急時の連絡方法や避難場所、避難時の園児の引き渡し方法等をあらかじめ定めて、全ての職員・保護者で情報共有を図ってください。

【問い合わせ】

前橋市子育て施設課 施設管理係・施設指導係

電話 027-220-5705・5706

E-mail: hoiku@city.maebashi.gunma.jp